

中学校音楽科

1 改訂の趣旨

- 表現領域（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、鑑賞領域及び〔共通事項〕で内容を構成する。
- 「創作」では、音を音楽へと構成していく体験を重視するようにする。
- 鑑賞領域では、音楽に関する言葉などを用いながら、音楽に対して、生徒が、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力を育成するようにする。
- 我が国の伝統文化に関する学習を充実する観点から、表現領域の「器楽」では、和楽器について簡単な曲の表現を通して、伝統音楽のよさを一層味わうことができるようにする。表現領域の「歌唱」では、我が国の伝統的な歌唱の指導も重視するようにする。
また、我が国の自然や四季、文化、日本語のもつ美しさなどを味わうことのできる歌曲を更に取り上げるようにする。
- 合唱や合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、表現したいイメージを伝え合ったり、協同する喜びを感じたりする指導を重視するようにする。

2 改訂の要点

(1) 目標

ア 教科目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

「音楽文化についての理解を深め」ることを今回の改訂で新たに規定した。音楽文化についての理解を深めることは、本来、音楽科の重要なねらいであり、目標の中にそれを規定することにより、音楽科としての性格を一層明確にした。

イ 学年の目標

	第1学年	第2学年及び第3学年
(1)	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を高め、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、生涯にわたって音楽を親しんでいく態度を育てる。
(2)	多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、基礎的な表現の技能を身に付け、創意工夫して表現する能力を育てる。	多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、表現の技能を伸ばし、創意工夫して表現する能力を高める。
(3)	多様な音楽のよさや美しさを味わい、幅広く主体的に鑑賞する能力を育てる。	多様な音楽に対する理解を深め、幅広く主体的に鑑賞する能力を高める。

(2) 内容

ア 内容構成の改善

表現及び鑑賞の2領域で構成しつつ、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要な〔共通事項〕を新たに設けている。

イ 歌唱共通教材の提示

我が国のよき音楽文化を世代を越えて受け継がれるようにする観点から、「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」の7曲を歌唱共通教材として示し、各学年ごとに1曲以上を含めることとしている。

ウ 我が国の伝統的な歌唱の充実

伝統や文化の教育を充実する観点から、「民謡、長唄ながうたなどの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの」を歌唱教材選択の観点として新たに示している。

エ 和楽器を取り扱う趣旨の明確化

伝統や文化の教育を充実する観点から、「表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽の良さを味わうことができるよう工夫すること」を新たに示し、器楽の指導において和楽器を用いる趣旨を明らかにしている。

オ 創作の指導内容の焦点化・明確化

創作の指導内容の焦点を絞り、具体的かつ明確にしている。

カ 鑑賞領域の改善

言葉の活用を図る観点から、「言葉で説明する」、「根拠をもって批評する」などして音楽のよさや美しさを味わうこととし、音楽の構造などを根拠として述べつつ、感じ取ったことや考えたことなどを言葉を用いて表す主体的な活動を重視している。

キ [共通事項]の新設

音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を受感すること、音楽に関する用語や記号などについて音楽活動を通して理解することを[共通事項]として新たに示している。

3 新学習指導要領の全面实施に向けた授業づくり

ア [共通事項]は、表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の活動の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。

イ 我が国の伝統文化に関する学習を充実する観点から、和楽器については、簡単な曲の表現を通して、伝統音楽のよさを一層味わうことができるようにすること。また、我が国の伝統的な歌唱の指導も重視すること。

ウ 創作の指導では、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視するよう配慮すること。

エ 鑑賞領域では、音楽に関する言葉などを用いながら、音楽に対して、生徒が、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力を育成すること。

4 学習指導要領の改訂に伴う移行措置

平成21年度から平成23年度までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領の規定によることができる。

ただし、次の①の教材選択の観点及び②の歌唱共通教材については、必ず新中学校学習指導要領の規定によることとしている。

① 「我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの」の観点から取り上げたものを歌唱教材に含める。

② 「赤とんぼ」、「荒城の月」、「早春賦」、「夏の思い出」、「花」、「花の街」、「浜辺の歌」の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含める。

[資料] 内容の構成について

	新	現行
A 表現	「A表現」 (1)歌唱に関する内容 ア, イ, ウ (2)器楽に関する内容 ア, イ, ウ (3)創作に関する内容 ア, イ (4)表現教材 ア, イ	「A表現」 (1)ア, イ(=歌唱に関する内容) ウ(=器楽に関する内容) エ(=歌唱と器楽に関する内容) オ, カ(=創作に関する内容) キ, ク(=要素に関する内容) (2)表現教材 ア, イ
B 鑑賞	(1)鑑賞に関する内容 ア, イ, ウ (2)鑑賞教材	(1)ア, イ(=要素に関する内容) ウ, エ(=鑑賞に関する内容) (2)鑑賞教材
共通 教材	(1)要素に関する内容 ア, イ	